

福島県環境基本計画の「施策の展開」見直し（素案）

第1節 施策の体系

目標の達成に向けて、施策展開の基本方向を踏まえて、以下の施策体系により環境の保全のための施策を展開します。

1 自然と人との共生 (2ページ)

- (1) 多様な自然環境の保全
- (2) 生物多様性の保全
- (3) 自然との豊かなふれあいの推進
- (4) 良好な景観の保全と創造
- (5) 尾瀬地区及び裏磐梯地区の自然環境保全

2 環境への負荷の少ない循環型社会の形成 (8ページ)

- (1) ごみゼロ社会形成の推進
- (2) 環境と調和した事業活動の展開
- (3) 資源・エネルギーの有効利用
- (4) ダイオキシン類・環境ホルモン等化学物質対策の推進
- (5) 大気、水、土壌等の保全対策の推進
- (6) 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水環境保全
- (7) 環境負荷の少ない交通への取組み
- (8) 原子力発電所及び周辺地域の安全確保

3 地球環境保全への積極的な取組み (18ページ)

- (1) 地球温暖化対策の推進
- (2) オゾン層保護・酸性雨対策の推進
- (3) アジェンダ21ふくしまの推進

4 環境教育・学習の推進 (20ページ)

- (1) 多様な場における環境教育・学習の充実
- (2) 学校、地域等における指導者の育成
- (3) 環境教育・学習基盤の充実

5 参加と連携に基づく環境ネットワーク社会の構築 (22ページ)

- (1) 各主体の自発的な活動の促進と連携
- (2) 環境に配慮した消費活動の促進
- (3) 環境マネジメント等の普及
- (4) 県の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組みの推進
- (5) 県域を越えたネットワークによる取組みの推進
- (6) 国際的な取組みの推進

6 共通的・基盤的な施策の推進 (25ページ)

- (1) 環境配慮の推進・普及
- (2) 環境と調和のとれた土地利用の推進
- (3) 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成
- (4) 総合的な調査研究、監視体制の整備
- (5) 環境保全に関する情報の収集と提供
- (6) 各種政策的手法の活用
- (7) 環境汚染防止体制

第2節 施策の展開

1 自然と人との共生

(1) 多様な自然環境の保全

施策の方向

豊かな森や清らかな川などの本県の優れた自然環境を保全します。
里山や水辺地などの身近な自然環境を保全します。
森林や農地の持つ多面的な機能の確保を図ります。

環境指標

指標名	計画策定時値 (H12年度)	現況値 (H17年度)	目標値 (H22年度)
自然公園 ¹ 面積	168,169.8 ha	168,169.8 ha	168,169.8 ha 以上
自然環境保全地域 ² 面積	4,867.4 ha	4,867.4 ha	4,867.4 ha 以上
水と親しめるふくしまの川 づくり箇所数(累計)	45カ所	63カ所	65カ所
中山間地域等直接支払交付 金の交付面積(注1)	10,907 ha	15,782 ha	16,800 ha (H21年度)
森林整備ボランティア参加 者数	1,113人	17,544人	33,000人
上下流連携による源流域保 全活動事例数(検討中)	10件	27件 (H16年度)	30件

(注1) 中山間地域等の耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の維持・向上を図るために、生産条件の不利性を直接的に補償する制度(中山間地域等直接支払制度)により、耕作管理されている農用地の面積。

具体的施策

自然保護思想の普及啓発

- ◆ 自然環境の適正な保全と利用を推進するため、幅広く自然保護思想の普及啓発を進めるとともに、自然や動植物に関する情報の収集・提供に努めます。
- ◆ 里山や水辺地などの身近な自然環境を保全することの重要性や、農地や森林が持つさまざまな公益的機能について、県民一人ひとりが理解し、積極的な環境保全活動への参加を促進するための普及啓発活動を進めます。

すぐれた自然環境の保全

- ◆ 国立、国定、県立の各自然公園の適正な利用と優れた自然環境や美しい自然景観の保全を図るため、自然公園内における各種行為に対する規制や指導を行います。
- ◆ 自然環境保全地域の希少で優れた自然環境や緑地環境保全地域³の身近で良好な自然環境を保全するため、各種行為の規制指導や保全修復事業等を推進します。

¹ 自然公園：自然公園法に基づき、優れた自然の風景地を保護し、利用することを目的に区域を画して設けられる公園をいいます。自然公園には、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の三種があります。

² 自然環境保全地域：福島県自然環境保全条例に基づき、特異な地形・地質を有する地域や、高山植生、湿原の植物群落など自然性が高く、希少性、原産性の観点からも価値の高い優れた自然の保全を図るために指定しています。自然環境保全地域においては、工作物の新・改・増築や木竹の伐採、鉱物や土石の採取などについて規制が行われています。自然環境保全法に基づき国が指定するものもありますが、現在県内では、国が指定したものはありません。

³ 緑地環境保全地域：良好な生活環境を保全するために、福島県自然環境保全条例に基づき、市街地又は集落地周辺等の樹林地・池沼等や歴史的・文化的に価値のある社寺・古墳等で良好な自然環境を形成している地域を指定しています。緑地環境保全地域においては、工作物の新・改・増築や木竹の伐採、鉱物や土石の採取などについて規制が行われています。

- ◆ 自然環境を適正に保全するため、自然環境の状況調査の実施や、特に重要な植生については保護復元を図るとともに、保護施設の整備に努めます。
- ◆ 県立自然公園の保護・管理のあり方について見直しを行うとともに、自然環境保全地域の指定拡大について検討します。
- ◆ 自然環境の保全とともに自然と豊かにふれあう活動を促進するため、自然に親しみ大切に活動を行うボランティア団体のネットワーク化を図り、これらの団体の自主的な活動の一層の促進を図ります。

里山など身近な自然環境の保全

- ◆ 身近な自然である里山や谷あいの湿田、水辺地などの良好な自然環境の保全に努めるとともに、必要に応じて自然植生や生物の生息空間の保全・復元などを促進します。
- ◆ 河川が本来有している生物の良好な生育環境に配慮し、石や木などの天然素材の持つ機能を生かした河川整備を推進するなど、水辺の多様な生物の生息環境の創造に努めます。
- ◆ 都市の緑化を推進するため、緑の核となる都市公園の整備を促進するとともに、地域住民の協力の下、風致地区¹等の優良な緑地や樹林の適切な保全を図ります。

水と緑の保全と創造

- ◆ 農地は、農業生産活動を通じて水や土地が適切に管理されることによって初めて、土壌浸食や土砂崩壊の防止、水源かん養機能の維持といった多面的機能が確保されることから、農山村における生産・生活基盤整備等を「うつくしま農村整備プラン21」（平成13年3月）に基づき総合的に進めます。また、農業農村整備事業の実施に当たっては、「福島県農業農村整備環境対策指針」に基づき、環境に配慮した事業を推進します。
- ◆ 中山間地域等において、適切な農業生産活動が継続されるよう、農業者等に対して生産条件の不利を補正するための直接支払いを実施します。
- ◆ 森林のもつ水源かん養、県土や自然環境の保全、地球温暖化防止などの多面的機能が発揮されるよう、「うつくしま森林・林業・木材産業振興プラン21」（平成15年1月）に基づき、森林の計画的な除間伐、保安林²の指定、森林病虫害対策や林野火災の防止対策など森林の適正管理を推進するとともに、担い手の育成や県民参加の森林づくりを総合的に進めます。
- ◆ 県民参加による森林づくり運動を推進するため、「うつくしま21森林づくりネットワーク」や森林づくり地方推進組織、NPO、森林ボランティア団体等の活動を支援します。
- ◆ 緑の募金運動や地方植樹祭、育樹活動を通じて、県民一人ひとりの理解と協力による県土緑化を推進するとともに、緑と親しみ、守り育てる活動を通じ、次世代を担う青少年の心身の健全な育成を図るため、緑の少年団活動を支援します。
- ◆ 森林環境の保全や森林を守り育てる意識の醸成のための事業については、「森林環境税³」（平成18年4月導入）の活用を図ります。
- ◆ 本県の健全な水循環を将来に継承するため、「うつくしま『水との共生』プラン」（平成18年7月）に基づき、産学民官連携の下、治水・利水・環境保全に関する施策を総合的に推進します。

¹ 風致地区：都市における風致の維持を目的として、都市計画法により定められるもので、各種の風景地、公園、寺社、水辺、歴史的意義のある土地、樹林地等が指定されています。

² 保安林：森林法に基づき、災害の防備や水源のかん養等の国土保全及び生活環境の保全、形成などのために指定されている森林です。立木の伐採や開発などが制限されます。

³ 森林環境税：森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、森林環境の保全や森林を守り育てる意識の醸成に関する施策を実施するための財源（県税）として創設されました。

- ◆ 沿岸域の良好な漁場環境や生態系の保全に努めるとともに、源流域から河口に至る一貫した環境保全活動を促進します。
- ◆ 河川流量の減少や水質悪化等の問題を解決し、流域の健全な水循環を確保するため、様々な主体による上下流や地域、流域間の連携・交流を促進します。

(2) 生物多様性の保全

施策の方向

希少種を含む野生動植物の保護対策を進め、本県の豊かな生態系を守ります。
あつれきを生じている野生動物や外来生物について適切な対策を進めます。

環境指標

指標名	計画策定時値 (H 1 2 年度)	現況値 (H 1 7 年度)	目標値 (H 2 2 年度)
野生動植物保護サポーター ¹ 登録者数	-	83人	100人

具体的施策

野生動植物調査の実施

- ◆ 県内の野生動植物の生息・生育状況を調査し、絶滅の危険度について評価し取りまとめた、「レッドデータブックふくしま（植物、昆虫、鳥類）」（平成14年3月）及び「レッドデータブックふくしま（淡水魚類、両生・爬虫類、哺乳類）」（平成15年3月）を基本とし、さらに調査研究を進めます。

野生動植物の保護と管理の推進

- ◆ 鳥獣保護区²等の設定などにより野生鳥獣の生息環境の保全や、あつれきを生じている野生動物の保護管理、狩猟の適正化等を促進します。
- ◆ 「福島県野生動植物の保護に関する条例」に基づき、野生動植物の監視活動等を行う県民ボランティアである「野生動植物保護サポーター」の活用をはじめ、希少な野生動植物の保護対策を総合的に実施します。
- ◆ 鳥獣保護センターにおける傷病野生鳥獣の救護の充実を図るため、民間ボランティアとの連携を強化するとともに、「福島県野生動物救急救命ドクター制度³」の活用等により、野生動物の迅速かつ適切な救護に努めます。
- ◆ 多様な野生動物の生息空間を確保するため、自然公園のみならず、森林、農地、水辺地など日常的な生活地域においても野生動物の生息空間を保全・創出するよう努めるとともに、移動空間について配慮します。

外来種の移植・移入の回避

- ◆ 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」に基づき、生態系や人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす外来生物等に関する啓発や調査、防除対策を実施し、健全な生態系の保全に努めます。

(3) 自然との豊かなふれあいの推進

施策の方向

¹ 野生動植物保護サポーター：野生動植物の保護に関する意識の高揚を図るため、地域の野生動植物の生息・生育状況などについて県へ情報提供する等の活動をするボランティアとして、「福島県野生動植物保護サポーター制度」に基づき登録された方々です。

² 鳥獣保護区：野生鳥獣の保護繁殖を図るために「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき設定する区域で、知事又は環境大臣が設定します。設定期間は10年以上、20年以内ですが更新することができます。保護区のうち、特に必要な区域は特別保護地区に指定し、立木の伐採、埋め立て等を制限することができます。

³ 野生動物救急救命ドクター制度：県と社団法人福島県獣医師会の連携により、野生動物救急救命ドクターとして登録した動物病院の獣医師がボランティアにより野生動物の初期治療等を行う制度です。

自然に学び、ふれあう場の整備や機会の充実を図ります。
 河川等と一体となった親水性に富んだ水辺空間の整備を進めます。
 都市公園の整備など、都市部の緑化を進めます。

環境指標

指標名	計画策定時値 (H12年度)	現況値 (H17年度)	目標値 (H22年度)
国立・国定・県立自然公園利用者数	17,293千人	15,559千人 (H16年度)	23,500千人
緑地等面積(注1)	20.20㎡	22.02㎡	25㎡
もりの案内人 ¹ 認定者数 (累計)	124人	285人	425人

(注1) 都市計画区域内の都市公園面積、風致地区面積や緑地保全地域等の地域制緑地面積の合計を都市計画区域内人口で除したものの。

具体的施策

自然とのふれあいの場の整備

- ◆ 国立、国定、県立の各自然公園において、優れた自然環境や美しい自然景観を保全するとともに、自然に学び、自然とのふれあいを体験する場として、公園施設の整備の推進と適正な維持管理に努めます。
- ◆ 県民が自然とふれあう拠点として、ふくしま県民の森²や、福島県昭和の森³、福島県総合緑化センター⁴、生活環境保全林等の整備充実を図ります。
- ◆ 都市においては、身近に自然とふれあえる場を確保するため、都市公園の整備促進や、風致地区等の保全を図るとともに、農山村地域においては、農地を活用した自然とのふれあいの場や、子どもたちの自然観察・学習のための施設などの整備を促進します。
- ◆ 河川、ダム、ため池、海岸線等の整備に当たっては、動植物の生息・生育環境や自然景観との調和に配慮するとともに、地域住民の身近な自然とのふれあいの場となるよう親水性の向上を図ります。

自然とのふれあい活動の推進

- ◆ 自然とのふれあい活動やマナーに関する情報提供を行うとともに、自然公園のビジターセンターなどにおいて、自然とのふれあいのためのオリエンテーションや利用者指導等を行います。
- ◆ 自然に対する感性や自然の仕組みの理解を深めるインタープリテーション⁵活動の推進を図るため、パークボランティア¹など自然保護ボランティアとの協力・連携に

¹ もりの案内人：ボランティア活動による森林づくり等に意欲のある方や教職員及び教職員を目指す学生等を対象として、森林づくり並びに野外での自然体験や生活体験の研修を行い、地域の指導者「もりの案内人」として県が認定する制度です。

² ふくしま県民の森：県民の健康の増進や自然愛護思想の普及の場として、安達郡大玉村玉井地内に造成され、昭和47年に開園しました。その後、森林の持つ保健、教育、文化機能に対する関心が、都市住民を中心に高まり、森林に対する要請が一層多様化してきたことから、平成6年度よりオートキャンプ場の整備に着手し、平成10年7月にオープンしました。「森林との共生」を目指す施設は、自然とのふれあいを通じて、自然の大切さを学ぶため様々な体験活動が展開され、「フォレストパークあだたら」の愛称で多くの人々に親しまれています。

³ 福島県昭和の森：昭和天皇御在位50年記念として、昭和天皇ゆかりの地、耶麻郡猪苗代町天鏡台地内に整備された森林公園です。

⁴ 福島県総合緑化センター：県土の緑化及び県民の緑化意識の高揚と県民の保健休養の場の提供として、郡山市達瀬町河内地内に整備された施設です。園内には、日本庭園、サボテン園、樹木見本園等があります。

⁵ インタープリテーション：インタープリテーションとは、知識や情報を単に与えるというのではなく、自然に直接触れる体験や教材を活用して、参加者の好奇心を利用し、自ら自然の事物やそれらの背後にある自然の原則を理解してもらおうというもので、教えるというより興味を刺激し、啓発を図る教育的活動・技能です。具体的には、スライドや人形を用いたり、参加者に役割を与える劇を演じさせたり、実際に野外のコースを歩きながら行う方法などがあり、アメリカの国公立公園で発達したものです。我が国では「自然解説」と訳されていますが、対象は自然に限定されず、文化・歴史(遺産)までも含んでいます。インタープリテーションをする人のことをインタープリターといえます。

努めるとともに、もりの案内人など自然解説者の養成や自然とのふれあいについての啓発活動を推進します。

- ◆ 本県の豊かな自然環境の保全と活用を図るため、エコツーリズム²を中心とした自然体験活動の促進を図ります。
- ◆ 都市住民が、自然とふれあい、農山漁村との交流を深めることができるよう、多彩な地域資源を活用しながらグリーン・ツーリズム³を促進します。
- ◆ 多様な生物の生息空間であり、環境について学ぶ貴重な場である里山や水辺地などにおいて、自然とのふれあいを進めます。

(4) 良好な景観の保全と創造

施策の方向

良好な景観を県民共有の財産として保全します。
地域の特性に応じた、優れた景観の創造に取り組みます。

環境指標

指標名	計画策定時値 (H12年度)	現況値 (H17年度)	目標値 (H22年度)
優良景観形成住民協定の認定 ⁴ 数(累計)	0件	11件	16件
うつくしま景観サポーター ⁵ 登録者数(累計)	66人	452人	630人

具体的施策

景観形成の誘導

- ◆ 「福島県景観条例」に基づく届出制度の適切な運用を図り、景観づくりのための指導・助言を行います。
- ◆ 特に優れた景観を有する地域については、「福島県景観条例」に基づく景観形成重点地域に指定し、景観に配慮した施設等の整備の誘導に努めるなど、きめ細かな景観づくりに取り組みます。

景観形成に関する支援等

- ◆ 本県の美しい景観の保全及び地域特性に応じた優れた景観の創造を一層推進するために、優良景観形成住民協定制度の活用などにより景観形成に向けた取組みを支援します。
- ◆ 景観アドバイザー⁶の派遣や景観セミナーの開催を通じて、景観づくりに関する技術的助言や知識の普及啓発に努めます。
- ◆ 景観形成に関する取組み事例についての情報提供や景観上優れた建築物の表彰を通じて、県民の景観づくりへの理解を深め、景観形成意識の醸成に努めます。
- ◆ 景観づくりのリーダーとなる人材の育成を図り、地域住民の自主的な景観形成活動を促進します。

¹ パークボランティア：国立公園内の一定の地区ごとに、環境省の各地区自然保護事務所長の登録を受けて利用者への自然解説、野生動植物の保護管理及び美化清掃等を行うボランティアをいいます。

² エコツーリズム：自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方です。

³ グリーン・ツーリズム(ブルー・ツーリズム)：農山(漁)村地域において、その自然・文化・人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動のことをいいます。

⁴ 優良景観形成住民協定の認定：景観形成に関する住民協定のうち、福島県景観条例に基づき、県土の景観形成に資するものについて、知事が「優良」として認定し、広く公表する制度です。

⁵ うつくしま景観サポーター：景観づくりに関心のある県民をボランティアとして登録し、研修会への参加、提言活動を通じて、地域における景観づくりに取り組む人材を育成する制度です。

⁶ 景観アドバイザー：県民、事業所、市町村などにおいて、それぞれの地域特性を活かした景観づくりが円滑に進められるよう、建築、土木、造園などの専門家を景観アドバイザーとして県が委嘱しており、必要に応じて、助言者として派遣しています。

- ◆ 景観法の制定等の状況変化を踏まえた景観施策について、市町村等と連携しつつ検討を行います。

景観に配慮した公共事業等の推進

- ◆ 公共事業の実施に当たっては、周辺の景観との調和に配慮するとともに、地域特性を生かした良好な景観の創造に努めるなど、景観づくりの先導的役割を担っていきます。
- ◆ 景観の優れた場所においては、屋外広告物の表示設置を規制するなど景観に配慮した公共事業等の実施に努めます。
- ◆ 国、市町村等に対しても、景観に配慮した公共事業等の実施を要請していきます。

(5) 尾瀬地区及び裏磐梯地区の自然環境保全

施策の方向

ラムサール条約¹登録湿地である尾瀬地区の貴重な自然環境を保全します。
裏磐梯地区の優れた自然環境を保全するとともに、自然との豊かなふれあいを推進します。

環境指標

指標名	計画策定時値 (H 1 2 年度)	現況値 (H 1 7 年度)	目標値 (H 2 2 年度)
尾瀬の入山者数に対する土・日曜日の割合	4 3 . 8 %	4 6 . 7 %	4 3 . 8 %以下
裏磐梯における自然ふれあい・インタープリテーション活動 ² 参加数	-	4 1 5 人	6 0 0 人

具体的施策

尾瀬地区の自然環境保全

- ◆ 優れた自然環境や美しい自然景観の保全と適正な利用を図るため、尾瀬地区における各種行為に対する規制や指導を行います。
- ◆ 貴重な自然を残している尾瀬の自然環境を保全するため、調査、植生復元等を実施します。
- ◆ 低公害バス導入や交通対策の実施による平日利用の促進などにより、尾瀬地区の自然環境の保全と適正な利用を図ります。
- ◆ 尾瀬におけるニホンジカの食害が問題となっており、貴重な植生保護の観点から、その対策について検討します。
- ◆ 福島、群馬、新潟の3県が中心になって設立した尾瀬保護財団との役割分担を図りながら、関係機関と連携・協力した総合的な環境保全施策を推進します。
- ◆ 平成19年度中に実現見込みとなっている、日光国立公園からの独立を視野に入れ、21世紀にふさわしい国立公園とすべく、その適正な保護と、賢明な利用の在り方について検討します。

裏磐梯地区の自然環境保全

- ◆ 優れた自然環境や美しい自然景観の保全と適正な利用を図るため、磐梯朝日国立公園内における各種行為に対する規制や指導を行います。

¹ラムサール条約：「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」が正式名称。採択地（イラン ラムサール）に因んで一般に「ラムサール条約」と言われ、湿地に生息・生育する動植物を保護・保全し、湿地の賢明な利用（ワイズユース）を目的とする条約であり、平成17年11月8日に尾瀬が重要な湿地に係る登録簿に掲載された。

²裏磐梯における自然ふれあい・インタープリテーション活動：裏磐梯ビジターセンター自然体験活動運営協議会（国、県、地元市町村等により平成15年4月設立。）で実施しているインタープリテーション活動を指します。

- ◆ 裏磐梯の自然環境調査を実施し、自然遷移の状況や人為的影響を把握するとともに、必要な植生復元等を実施することにより、貴重な財産である裏磐梯の自然環境を保全します。
- ◆ 「緑のダイヤモンド計画」(磐梯朝日国立公園裏磐梯地域総合整備事業)で整備した各種施設を活用した適正な利用により、優れた自然環境の保全と自然と人とのふれあいを推進します。
- ◆ 裏磐梯ビジターセンター自然体験活動運営協議会に参画し、裏磐梯地区の自然環境を保全し適正に利用するための各種情報を提供するとともに、体験的な環境教育・学習機会の増加を図ります。
- ◆ 磐梯山・猪苗代湖周辺を景観形成重点地域に指定し、県の支援のもと関係6市町村で策定した「磐梯高原広域サイン計画」に基づき自然と調和したサイン整備を図るなど、景観に配慮した施設等の整備の誘導に努めます。

2 環境への負荷の少ない循環型社会の形成

(1) ごみゼロ社会形成の推進

施策の方向

あらゆる分野でごみ減量化・リサイクルを推進し、“ごみゼロ社会”を目指します。
一人ひとりが廃棄物の減量化やリサイクルに取り組み、環境にやさしいライフスタイル、ビジネススタイルの実現を目指します。
一般廃棄物の効率的処理のために、ごみ処理の広域化を推進します。
廃棄物の適正処理を進めるとともに、不法投棄を防止します。

環境指標

指標名	計画策定時値 (H12年度)	現況値 (H17年度)	目標値 (H22年度)
ごみ排出量(1人1日当たり)(注1)	1,036g	1,024g (H16年度)	930g
リサイクル率(注2)	12.9%	14.8% (H16年度)	26%
産業廃棄物排出量	6,664千トン (H10年度)	8,387千トン (H15年度)	8,514千トン
産業廃棄物減量化・再生利用率(注3)	79% (H10年度)	93% (H15年度)	93%
産業廃棄物最終処分量	1,407千トン (H10年度)	615千トン (H15年度)	596千トン
建設副産物のリサイクル率(アスファルト塊・コンクリート塊)(注4)	99%	100%	100%
下水汚泥の減量化率・有効利用率	減量 50.2% 利用 17.8%	減量 85.4%(H16年度) 利用 66.8%(H16年度)	減量 100% 利用 100%
農業用使用済プラスチックの適正処理率	26.0%	78.4%	100%

(注1) 家庭等から排出されるごみ(一般廃棄物)の排出量を1人1日当たりに換算した数値。

(注2) 一般廃棄物に関するリサイクル率。

(注3) 産業廃棄物排出量のうち(減量化量+再生利用量)の割合。

(注4) 国、県、市町村の公共事業におけるアスファルト塊、コンクリート塊のリサイクル率。

具体的施策

一人ひとりのごみゼロ社会形成のための実践活動の促進

- ◆ 「福島県循環型社会形成推進計画」(平成18年3月)に基づき、循環型社会の形成に向けた取組みを、県民、事業者、行政等の各主体の役割分担と連携により県民総参加で推進するとともに、「もったいない50の実践¹」などにより、一人ひとりの活動を促進するための意識醸成を図ります。

廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進

- ◆ 「福島県廃棄物処理計画」(平成18年3月)、及び「福島県分別収集促進計画(第4期)」(平成17年8月)に基づいて、廃棄物の発生抑制、分別収集及びリサイクルの一層の推進を図ります。
- ◆ 発生抑制(リデュース) > 再使用(リユース) > 再生利用(リサイクル) > 熱回収 > 適正処理という優先順位を原則として、循環型社会の形成に向けた普及啓発を推進します。
- ◆ ごみ減量化・リサイクルについての県民及び事業者に対する普及啓発や、環境関連産業の振興及びリサイクル技術の開発を推進するとともに、地域におけるゼロ・エミッションの取組みについて検討し、促進します。
- ◆ 「資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)」等に基づき、廃棄物等の発生抑制に配慮した製品の設計、製造及び使用後の適正なリサイクルや処分が行われるよう、生産者の取組みを促進します。
- ◆ 各種リサイクル法²に基づき、容器包装廃棄物、廃家電製品、建設廃棄物・副産物、食品廃棄物、自動車廃棄物などの発生抑制を図るとともに、循環資源としての再使用・再生利用の促進を図ります。
- ◆ ごみの資源化を図るため、粗大ごみ処理施設、リサイクルプラザなどの資源化施設の整備を促進します。
- ◆ 地域の特性に応じた整備手法を選定しながら、下水汚泥処理施設等の計画的な整備を進めます。
- ◆ 農業用使用済プラスチック類の適正処理やリサイクルを促進するため、地域での回収システムの構築や分別収集を支援するとともに、漁業系廃棄物については関係団体等による適正処理を促進します。
- ◆ 畜産農業における家畜排せつ物については、「福島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」、及び「福島県資源循環型畜産確立基本方針」に基づき、関係機関と連携を図りながら、たい肥化、土壌還元を基本とした適正な処理・利用を推進します。
- ◆ 「産業廃棄物税³」(平成18年4月導入)を活用し、産業廃棄物の排出抑制、再生利用及び適正処理のための事業を推進します。

廃棄物の適正処理の推進

- ◆ 廃棄物の減量化と適正処理を総合的かつ計画的に推進するために、「福島県廃棄物処理計画」(平成18年3月)に基づいた積極的な取組みを推進します。
- ◆ 県民に対して、排出者責任や廃棄物処理についての理解を深めるため、正しい知識の普及啓発に努めます。

¹ もったいない50の実践：ノーベル平和賞を受賞した、ケニア共和国副環境相のワンガリ・マータイさんが提唱する「もったいない運動」が、本県においても広がりを見せていることから、福島県循環型社会形成推進計画において、「もったいない」をキーワードの一つとし、誰もが身近にできる取組みとして県民から募集した「もったいない50の実践」を例示し、啓発を行っています。

² 各種リサイクル法：「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」、「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)」、「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」等です。

³ 産業廃棄物税：産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進を図るための施策の実施に関する財源(県税)として創設されました。

- ◆ 排出事業者に対して、排出者責任の徹底について啓発するとともに、適正な処理が実施されるよう監視・指導の強化を図ります。
- ◆ 処理業者に対して、適正処理意識の高揚や資質の向上を図るための啓発に努めるとともに、適正な委託処理と施設の維持管理が行われるよう監視・指導の強化を図ります。
- ◆ 周辺の自然環境や生活環境など地域との共生に配慮した産業廃棄物の中間処理施設及び最終処分場の確保・整備を図るため、事業者や処理業者に対して適切な指導・助言に努めます。
- ◆ 民間処理の補完として必要な処理能力を確保するため、地域の実情に応じ公共関与による産業廃棄物処理施設の整備を推進します。
- ◆ 県外から県内の産業廃棄物処理施設に搬入・処理される産業廃棄物についても、「福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例」等に基づき、適切な処理を指導します。

ごみ処理広域化の推進

- ◆ 効率的かつ効果的な一般廃棄物の適正処理のため、計画的な処理施設の整備促進など、市町村等が行う一般廃棄物処理事業の広域化を図ります。

不適正処理防止対策等の推進

- ◆ 不法投棄など、不適正な処理の防止のための普及啓発を行います。
- ◆ 不法投棄を未然に防止するため、事業者や処理業者に対する監視・指導や不法投棄パトロール等の強化を図るとともに、不法投棄等の環境犯罪の取締りを強化します。
- ◆ 廃棄物の不法処理事案については、関係機関相互の連携を強化して被害の拡大防止に努めるとともに、原因者責任に基づく早期の原状回復を図ります。

(2) 環境と調和した事業活動の展開

施策の方向

あらゆる産業において環境と調和した事業活動を促進します。
 環境関連産業の創出・育成を図ります。
 環境と共生する持続性の高い農林水産業を振興します。

環境指標

指標名	計画策定時値 (H12年度)	現況値 (H17年度)	目標値 (H22年度)
化学肥料使用量	88.8kg/ha	85.0kg/ha	72.2kg/ha
化学農薬使用量	9.9kg/ha	8.6kg/ha (H16年度)	8.5kg/ha
家畜排せつ物処理施設整備率	50.1%	99.7%	100%
エコファーマー ¹ 認定者数	-	10,309人	10,000人
うつくしま、エコショップ等 ² 認定件数	1,525件	2,238件	3,000件

具体的施策

環境にやさしい事業活動の促進

- ◆ 事業者が製品のライフサイクル(原材料の調達、製造、流通、販売等)の各段階において行う廃棄物の減量化や再資源化などの環境にやさしい事業活動を促進します。

¹ エコファーマー：「福島県持続性の高い生産方式の導入に関する指針」に基づき県の認定を受け、たい肥などによる土づくりと化学肥料・化学農薬の低減を一体的に行う農業生産方式を導入している農業者の方々です。

² うつくしま、エコショップ等：ごみの減量化・リサイクルに積極的に取り組む県内の小売店、事業所、飲食店等を、県がエコショップ、エコオフィス、エコレストランとして認定します。

- ◆ 事業者におけるISO14001¹やエコアクション2.1²の認証取得を促進するとともに、再生資源の原材料としての利用や製品の長寿命化など環境に配慮した製品の開発、環境保全設備の導入等を支援します。
- ◆ 簡易包装、再生品利用等に取り組む小売店・事業所等を「うつくしま、エコショップ」等に認定するなど、簡易包装などに関する事業者の取り組みや消費者の理解を進めるとともに、容器や包装材等のリサイクルを促進します。

環境関連産業の振興

- ◆ エコ・リサイクル製品認定制度³などにより、環境への負荷の低減に資する製品やサービス等の開発・提供等を行う環境関連産業の育成や創出を図ります。
- ◆ 「産業廃棄物抑制及び再利用技術開発支援事業」などにより、環境関連産業の振興を支援します。
- ◆ 県の試験研究機関等において廃棄物や未利用資源の再資源化などに向けた研究開発を推進するとともに、新技術の普及に努めます。

環境と共生する持続性の高い農林水産業の振興

- ◆ 「福島県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」（平成18年5月）に基づき、生産性を維持しながら、地域の有機的資源の有効利用、化学肥料・化学農薬などの化学合成資材の使用による環境への影響の軽減を図ることで、より環境への負荷の少ない有機栽培⁴や特別栽培⁵の普及拡大を図り、「環境と共生する農業」⁶を推進します。
- ◆ 「うつくしま農業・農村振興プラン2.1」（平成13年3月）及び「うつくしま農村整備プラン2.1」（平成13年3月）に基づき、自然環境・景観に配慮した農業農村整備事業を積極的に進めます。
- ◆ 「家畜排せつ物の処理及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法）」等に基づく、家畜排せつ物処理施設の整備を支援するとともに、家畜排せつ物がバイオマス⁷として有効利用されるよう畜産と耕種農家の連携強化を促進します。
- ◆ 「うつくしま森林・林業・木材産業振興プラン」（平成15年1月）に基づき、水源かん養、県土や自然環境の保全、地球温暖化防止などの森林の多面的機能を発揮できるよう、持続可能な森林経営を推進するとともに、木質バイオマスなどの森林資源の活用を促進します。
- ◆ 「うつくしま水産業プラン2.1」（平成13年3月）に基づき、水産資源の持続的利用が図られるよう、漁業者が自主的に取り組む資源管理型漁業を促進するとともに、種苗放流を進めるなどして、つくり育てる漁業を推進します。

（3）資源・エネルギーの有効利用

施策の方向

¹ ISO14001：国際標準化機構（ISO）の定める環境マネジメントシステムの規格です。企業などが自主的、積極的に環境保全に向けた取り組みを計画し、実行し、点検し、見直すための規格で、認証を取得するには専門機関の審査が必要です。

² エコアクション2.1：広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取り組みを効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し報告する」ための方法として、環境省が策定したエコアクション2.1ガイドラインに基づく事業者のための認証・登録制度です。

³ エコ・リサイクル製品認定制度：主として県内で生じた廃棄物等を利用して製造された優良な製品を県が認定し、利用を推進する制度です。

⁴ 有機栽培：化学肥料及び化学農薬を使用しない栽培方法のことです。

⁵ 特別栽培：化学肥料及び化学農薬の使用量を慣行栽培の5割以上を削減した栽培方法のことです。

⁶ 環境と共生する農業：環境と調和し持続的に発展する農業のことです。

⁷ バイオマス：再生可能な、生物由来の有機性資源で、石油などの化石資源を除いたもの（例：木材やわら・もみから、家畜排せつ物や生ごみなど）です。

資源・エネルギーを節約するとともに、リサイクルなどによる有効利用を推進します。
太陽光発電などの新エネルギーの導入を促進します。

環境指標

指標名	計画策定時値 (H12年度)	現況値 (H17年度)	目標値 (H22年度)
一般家庭等における年間電力使用量(1人当たり)	1,812kwh	1,920kwh (H16年度)	1,800kwh
県有施設への新エネルギー率先導入数(累計)	3か所	13か所	20か所
新エネルギー導入量(原油換算)	-	144,300kl	184,002kl

具体的施策

意識改革の推進

- ◆ 県民に対して、「もったいない50の実践」などにより、大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルを見直すための普及啓発を進めるとともに、不用品交換会やリサイクルバザーなどの取組みを促進します。
- ◆ 事業者に対して、製造、流通、販売などあらゆる事業活動における省資源・省エネルギーや資源・エネルギーの有効利用に関する普及啓発を進めるとともに、県自らも率先した取組みを推進します。

省資源・省エネルギーの推進

- ◆ 省エネルギー機器の導入や建築物の省エネルギー化の促進に努めます。
- ◆ 公的融資等の活用も図りながら、新技術等を導入した省エネルギー型住宅の普及を図ります。
- ◆ 使い捨て製品の製造販売自粛や簡易包装の導入などについて、事業者の自主的取組みを促進します。

資源・エネルギーの再利用等の推進

- ◆ ごみ焼却場や工場・事業場等の温排水の廃熱の有効利用を促進します。
- ◆ 再生利用に関する情報の整備、再生事業者の育成などを図り、再生利用を促進する環境を整備します。

新エネルギーの利用促進

- ◆ 「地球と握手！うつくしま新エネビジョン」(平成16年3月)や「うつくしまバイオマス21」(平成16年3月)で示した方針に基づき、太陽光・熱、バイオマス、雪氷冷熱など新エネルギーの県有施設への率先導入や、一般家庭、事業所、市町村への普及促進を図ります。

(4) ダイオキシン類・環境ホルモン等化学物質対策の推進

施策の方向

ダイオキシン類、環境ホルモン等の有害化学物質の監視・測定を行います。
ダイオキシン類の発生抑制対策により、環境基準を遵守します。
工場・事業場等の化学物質の適正管理を促進し、環境汚染を未然に防止します。
化学物質に関する理解や適切に対処するための情報提供を行います。

環境指標

指標名	計画策定時値 (H12年度)	現況値 (H17年度)	目標値 (H22年度)
ダイオキシン類環境基準達成率	100%	99.1%	100%
産業廃棄物焼却施設等から排出されるダイオキシン類の量(注1)	44.3g-TEQ	5.0g-TEQ (H16年度)	6.0g-TEQ

P R T R法で届出された化学物質の排出量(注2)	10,732トン (H13年度)	7,225トン (H16年度)	5,366トン
----------------------------	---------------------	--------------------	---------

(注1) 県内のダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設から排出されるダイオキシン類の量の合計。ダイオキシンは種類によって毒性が異なるので、ダイオキシン類の毒性の評価は、2,3,7,8-TCDD(ダイオキシン類で最も毒性が強い)の毒性を1として、他のダイオキシンの毒性の強さを換算して評価する。この場合、TEQという単位が使われる。

(注2) 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(P R T R法)」に基づき届出された工場・事業場からの化学物質の排出量の合計。

具体的施策

ダイオキシン類・環境ホルモン等対策の推進

- ◆ 化学物質による環境汚染を未然に防止するため、大気・水・土壌等の環境中に含まれるダイオキシン類や環境ホルモン等についてモニタリング調査を実施して実態把握に努めます。
- ◆ ダイオキシン類の発生源となる廃棄物焼却炉等の立入検査を行い、排出基準の遵守について確認・指導を行います。
- ◆ 廃棄物焼却炉等を設置している工場、事業場に対して、排出ガス及び排水中のダイオキシン類の自主測定の実施を指導します。
- ◆ ダイオキシン類や環境ホルモン等に関する分析技術のレベルアップに努めます。

化学物質の適正管理の促進

- ◆ 福島県化学物質適正管理指針に基づき、工場・事業場における化学物質の使用実態などの調査や立入検査を実施し、事業者による主体的な化学物質の適正管理と環境汚染の未然防止を促進します。
- ◆ 工場・事業場などに対し、事故等環境に影響を与える緊急事態が発生した場合の対策などについて指導を行います。
- ◆ 化学物質による環境汚染を未然に防止するため、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(P R T R法)」に基づき届出される工場・事業場の化学物質の排出量及び移動量などの集計結果をわかりやすく公表するとともに、事業者に対する技術的な助言を行います。
- ◆ コミュニケーションを軸とした化学物質に係る安全・安心を確保するため、地域における住民とのリスクコミュニケーション¹を推進します。
- ◆ 「ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき策定した「福島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」(平成18年3月)により、PCBの適正処理を推進します。

情報提供

- ◆ 県民・事業者・行政の共通理解と適切な対処を進めるため、化学物質に関する情報をインターネットなどでわかりやすく提供するとともに、相談窓口の充実を図ります。

(5) 大気、水、土壌等の保全対策の推進

施策の方向

きれいな空気のなかで健康な生活を営むための環境を守ります。
豊かな水環境を守るとともに、清らかで安全な水を確保します。
静かで安心して暮らせる環境を守ります。

環境指標

¹ リスクコミュニケーション：化学物質による環境リスクに関する正確な情報を市民、産業、行政等のすべての者が信頼関係の中で共有し、お互いに意思疎通を図っていくことを「リスクコミュニケーション」と呼んでいます。

指標名	計画策定時値 (H12年度)	現況値 (H17年度)	目標値 (H22年度)
大気環境基準達成率(二酸化硫黄 ¹ 、二酸化窒素 ² 、一酸化炭素 ³ 、浮遊粒子状物質)	99.1%	98.2%	100%
光化学オキシダント ⁴ 注意報発令日数 (光化学オキシダントの大気環境基準時間超過率)	3日 (3.1%)	1日 (4.1%)	0日 (-) ⁵
大気環境基準達成率(有害大気汚染物質)	100%	100%	100%
水質環境基準達成率(健康項目)	100%	100%	100%
水質環境基準達成率(河川のBOD ⁶)	81.0%	95.0%	100%
水質環境基準達成率(湖沼のCOD ⁷)	66.7%	66.7%	100%
水質環境基準達成率(海域のCOD)	84.6%	100%	100%
水質環境基準達成率(湖沼の全窒素、全りん)	100%	71.4%	100%
水質環境基準達成率(海域の全窒素、全りん)	0%	50.0%	100%
汚水処理人口普及率(注1)	49.6%	64.8%	80%程度

(注1) 県内の下水道、農業集落排水施設⁸の供用開始区域内人口と、合併処理浄化槽⁹等による処理人口の合計人口の総人口に対する割合。

具体的施策

大気保全対策の推進

- ◆ 「大気汚染防止法」及び「福島県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、工場・事業場などにおいてばい煙や粉じんの排出基準が遵守されるよう監視・指導に努め、緊急時には迅速・的確な措置を講じます。

¹ 二酸化硫黄：石炭や石油などの化石燃料に含まれる硫黄が燃焼したときに大気中に排出される気体で、硫酸化物(SOx)の一種です。呼吸器系統に悪影響を与えたり、植物を枯らしたりします。また、酸性雨の原因物質の一つとされています。環境基本法に基づき、大気中の二酸化硫黄濃度の環境基準が設定されています。

² 二酸化窒素：化石燃料等の燃焼時に、空気や燃料中に含まれる窒素が酸素と化合してできる気体で、窒素酸化物(NOx)の一種です。呼吸器系統に悪影響を及ぼします。また、酸性雨の原因物質の一つとされています。環境基本法に基づき、二酸化窒素濃度の環境基準が設定されています。

³ 一酸化炭素：炭素または炭素化合物の不完全燃焼などにより発生します。一酸化炭素は血中のヘモグロビンと結合し、血液の酸素輸送を阻害し、細胞での酸素利用を低下させます。環境基本法に基づき、大気中の一酸化炭素濃度の環境基準が設定されています。

⁴ 光化学オキシダント：工場や自動車等から排出された窒素酸化物、炭化水素等が太陽光線中の紫外線のもとで反応し、生成したオゾンを中心とする酸化性物質の総称です。光化学オキシダントは、人の粘膜を刺激し、目や喉、呼吸器に影響を及ぼすほか、農作物など植物へも影響を与えるため、その濃度が0.12ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき注意報が発令されます。

⁵ (-)：目標値を設定することは困難ですが、数値の状況を把握することが望ましいため「モニタリング指標」とします。

⁶ BOD(生物学的酸素要求量)：水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の有機汚濁の程度を示す代表的な指標です。

⁷ COD(化学的酸素要求量)：水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、湖沼、海域の有機汚濁の程度を示す代表的な指標です。

⁸ 農業集落排水施設：農業用排水路の水質保全と農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質の保全に寄与することを目的として、原則として農業振興地域における、し尿、生活雑排水などの汚水を処理するため、整備が進められています。

⁹ 合併処理浄化槽：生活排水を微生物などの働きを利用して、し尿と併せて、台所、風呂場等から生じる生活雑排水を併せて浄化する施設です。河川等の水質汚濁の防止に有効な施設であることから、下水道等が整備されていない地域において、その普及が図られています。

- ◆ 有害大気汚染物質の排出を抑制するため、揮発性の有害化学物質の排出抑制指導や環境モニタリングなどの強化に努めます。
- ◆ **アスベストによる健康被害を防止するため、建築物等の解体作業に伴う飛散防止対策や適正な廃棄物処理など、事業者への指導を徹底するとともに、一般環境大気中のアスベスト濃度を継続的に測定し、そのレベルの把握に努めます。**
- ◆ 大気中の光化学オキシダント濃度を常時監視し、光化学オキシダントの被害発生を未然防止するため、緊急時対策要綱等に基づいて対策を講じます。また、国や他県との連携を図り、広域的な汚染状況を把握するとともに、原因物質である窒素酸化物及び炭化水素の排出抑制並びに光化学オキシダントの生成要因の調査を行います。
- ◆ 大気環境の常時監視体制を充実し、大気環境基準の維持達成状況の把握、大気汚染情報の提供に努めます。

水質保全対策の推進

- ◆ 工場・事業場における水の循環利用や再生利用並びに工場・事業場、一般家庭での節水等、水の合理的な利用についての普及啓発を行います。
- ◆ 「水質汚濁防止法」及び「福島県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、工場・事業場などにおいて排水基準が遵守されるよう監視・指導を行い、緊急時には迅速・的確な措置を講じます。
- ◆ 水道水源の水質を保全するため、水道事業者による水質監視及び水質検査体制の強化を図るとともに、「福島県生活環境の保全等に関する条例」等に基づき、水道水源の安全性の確保及び水質の向上を図るための措置を講じます。
- ◆ 生活排水に起因する水質汚濁の未然防止を図るため、「全県域下水道化構想」（平成16年4月）に基づき、下水道、農業集落排水処理施設及び合併処理浄化槽等の整備を促進するとともに、生活排水の適正処理について、市町村が実施する対策への支援や県民への普及啓発を進めます。
- ◆ 家畜排せつ物に起因する水質汚濁を防止するため、「家畜排せつ物の処理及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法）」に基づく、家畜排せつ物処理施設の整備を支援するなど、その適正処理を促進します。
- ◆ 河川の水量・水質等水環境の適正な保全と創造を図るとともに、河川の豊かな自然環境を保全し、潤いのある河川環境の創出を図ります。
- ◆ 有害物質の地下浸透を未然に防止するため、工場・事業場の監視・指導や地下水の水質の常時監視を行うとともに、汚染が確認された場合には汚染浄化対策について事業者などへの指導を徹底します。
- ◆ 地下水の減少や枯渇を防止するため、地下水の適正な採取・利用を推進するとともに、透水性舗装や雨水浸透ますの普及及び緑地の保全や緑化の推進などにより、地下水のかん養を図ります。
- ◆ 「水質汚濁防止法」に基づき策定する「水質測定計画」に基づき、公共用水域及び地下水の水質調査を実施します。また、公共用水域の水質汚濁の状況や利用態様の変化などを考慮し、必要に応じて水質環境基準の水域類型の見直し指定を行います。

土壌汚染等対策の推進

- ◆ 農用地や市街地の汚染土壌について、事業者による浄化対策を促進します。
- ◆ **汚染土壌については、「福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例」に基づく適正処分を促進します。**
- ◆ 地盤沈下を防止するため、地下水位の観測等の調査を実施するとともに、地下水の採取と使用について指導を行います。

騒音、振動、悪臭対策の推進

- ◆ 工場・事業場などの周辺住民の生活環境を保全するため、騒音、振動、悪臭の発生源に対する規制指導などに努めます。

- ◆ 道路、新幹線鉄道、空港等による騒音等被害の未然防止対策を促進するとともに、近隣騒音を防止するための指導・啓発に努めます。

鉱害防止対策等の推進

- ◆ 休・廃止鉱山の放置坑口の閉塞や坑廃水処理対策、採石場からの土砂の流出防止対策について指導を徹底します。

(6) 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水環境保全

施策の方向

水環境悪化を未然に防止し、紺碧の猪苗代湖を将来の世代にわたって継承します。
水環境悪化を未然に防止し、裏磐梯の清らかな青い湖沼群を守ります。

環境指標

指標名	計画策定時値 (H12年度)	現況値 (H17年度)	目標値 (H22年度)
猪苗代湖のCOD値	0.5 mg/l	0.7 mg/l	0.5 mg/l
裏磐梯湖沼群のCOD値			
桧原湖	2.1 mg/l	2.2 mg/l	2.0 mg/l
小野川湖	2.1 mg/l	2.4 mg/l	2.0 mg/l
秋元湖	3.1 mg/l	3.2 mg/l	2.0 mg/l
曾原湖	3.1 mg/l	2.9 mg/l	2.0 mg/l
毘沙門沼	1.0 mg/l	1.0 mg/l	1.0 mg/l

具体的施策

水環境保全対策の推進

- ◆ 「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」に基づき、各種規制措置や下水道の整備などの水質汚濁防止対策を推進します。
- ◆ 「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画」(平成14年3月)に基づいた取り組みを積極的に進めます。
- ◆ 下水道、農業集落排水処理施設及び合併処理浄化槽の計画的な整備の促進に努めるとともに、県民、地域住民及び事業者、市町村が行う水環境保全活動について必要な支援に努めます。
- ◆ 湖の富栄養化の原因物質とされる窒素・りんを除去するため、下水道、農業集落排水処理施設及び合併処理浄化槽における高度処理施設の整備を推進します。
- ◆ 農業、水産業系の汚濁負荷の低減に配慮した水環境にやさしい農業・水産業の推進に努めるとともに、森林の適正管理及び森林の持つ多面的な機能の発揮に向けた森林づくりの推進に努めます。
- ◆ 水生植物群落のうち、良好な水環境を保全することが特に必要な区域を水環境保全区域として指定し、その保全対策を推進します。

普及啓発及び調査研究の推進

- ◆ 「猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会¹」の活動により、水環境保全に関する意識高揚を図るための啓発等を行うとともに、同協議会の「きらめく水のふるさと磐梯」湖美来基金²運営事業により、水環境保全活動を支援します。
- ◆ 水環境に関する総合的な調査研究を推進し、その成果の普及に努めます。

¹ 猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会：猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群における水環境保全活動の推進を図るため、地域住民、関係団体、事業者及び行政(国、県及び関係市町村)により設立(平成12年11月)された協議会です。

² 「きらめく水のふるさと磐梯」湖美来基金：上記協議会活動の一環として、湖美来クラブ会員会費、寄付、募金を財源とした基金を設立(平成14年7月)しました。基金はクラブ運営に使われるほか、猪苗代湖・裏磐梯湖沼群流域で行われる水環境保全活動に対する助成金として活用されています。

(7) 環境負荷の少ない交通への取組み

施策の方向

県民一人ひとりが交通による環境負荷の低減に取り組みます。
低公害車の導入を促進します。
環境に配慮した交通・物流システムの整備を進めます。

環境指標

指標名	計画策定時値 (H12年度)	現況値 (H17年度)	目標値 (H22年度)
クリーンエネルギー自動車の普及台数(注1)	912台	4,617台	15,000台
営業用貨物自動車輸送トン数比率(注2)	41.7%	52.0% (H16年度)	55%

(注1) 県内のハイブリッド自動車、電気自動車、天然ガス車、メタノール車、燃料電池車の普及台数(軽自動車を除く)。

(注2) 年間の全貨物輸送量(営業用貨物自動車輸送トン数+自家用貨物自動車輸送トン数)のうち、営業用貨物自動車による輸送量の割合。

具体的施策

各主体の取組みの促進

- ◆ 自動車排出ガスなどによる環境負荷を低減するため、公共交通機関の利用、パーク・アンド・ライド¹、アイドリング・ストップ、ノー・マイカー・デー、時差通勤、更には自転車・徒歩への転換を図るなど、環境に優しいビジネス、ライフスタイルの実践を促進します。

自動車排出ガス対策の推進

- ◆ 環境に配慮した自動車の適正な管理と使用についての普及啓発に努めます。
- ◆ 自動車排出ガスの影響や大気環境の実態を把握し、適切な対策を講じます。

低公害車の導入の促進

- ◆ 低公害車等の環境負荷の少ない自動車の普及促進を図るとともに、県における率先導入を進めます。
- ◆ 低公害車等に関する情報をホームページなどで積極的に提供し、低公害車の普及啓発を進めます。
- ◆ 中小企業等における低公害車の導入促進を図るための融資を行います。

環境に配慮した道路整備や物流の促進

- ◆ 自動車排出ガスによる大気汚染を防止するため、バイパスなどの道路網の整備、交差点等の立体化などにより、交通の円滑化を図り、自動車排出ガスの削減に努めます。
- ◆ 交通の流れを効率的に管理する新交通管理システム(UTMS)の整備を推進します。
- ◆ 企業における環境にやさしい物流システムの構築を促進し、環境への負荷の低減を図ります。

(8) 原子力発電所及び周辺地域の安全確保

施策の方向

原子力発電所への立入調査や適切な措置を求め、地域住民の安全を確保します。
環境放射能の監視・測定を行い、広く情報を県民に提供します。

具体的施策

¹パーク・アンド・ライド：周辺部に整備した駐車場に自動車をとめて、そこから公共交通機関を利用することにより、市街地中心部における自動車交通量の削減を図るシステムです。

「原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定」の適切な運用

- ◆ 「原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定¹」に基づいて、原子力発電所への立入り調査や適切な措置要求等を行い、地域住民の安全確保を図ります。

発電所周辺地域等における環境放射能の監視・測定、結果の公表

- ◆ 原子力発電所周辺地域においてテレメータシステムによる環境放射能の常時監視を行うとともに、測定データを一般公開します。
- ◆ 原子力発電所周辺の土壌、飲料水、農畜産物、海産物等の環境試料や食肉、卵、果物等の市場流通食品について定期的に放射能の分析測定を行い、その結果を公表します。
- ◆ 原子力発電所からの温排水が前面海域の漁業資源に及ぼす影響を把握するため、定期的な調査を行い、その結果を公表します。

環境放射能測定結果等に関する情報提供

- ◆ 各種広報媒体を通じて広く県民に、原子力発電に関する基礎的な知識の普及啓発に努めるとともに、環境放射能²の測定結果や県の安全確保対策に関する情報提供を行います。

安全確保対策の充実

- ◆ 周辺地域住民の安全確保を最優先すべきという基本認識に基づき、今後とも安全確保対策に取り組むとともに、国に対しても、さらなる安全確保対策の充実・強化に向けて県として積極的な要請を行っていきます。

3 地球環境保全への積極的な取組み

(1) 地球温暖化対策の推進

施策の方向

県民一人ひとりが地球環境を守るための積極的な行動をこれまで以上に推進します。温室効果ガスの排出状況など現状を把握し、情勢の変化に対応しながら効果的な取組みを推進します。

環境指標

指標名	計画策定時値 (H12年度)	現況値	目標値 (H22年度)
温室効果ガス排出量(H2年=100とした指数)	123.1	122.3 (H16年度)	92

具体的施策

県民・事業者への情報提供と普及啓発

- ◆ 「京都議定書³」の発効等を踏まえ見直しを行った、「福島県地球温暖化対策推進計画」(平成18年3月)に基づき、温室効果ガスの排出量を平成22年度(2010年度)までに平成2年度(1990年度)比で8%削減することを目標に、各主体別の取組みをこれまで以上に推進します。

¹ 原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定：原子力発電所周辺地域住民の安全を確保するため、県、立地町、東京電力(株)の三者が締結した協定です。安全確保協定では、事前了解、通報連絡、放射能と温排水の調査や状況確認、安全確保に関する会議開催などが定められています。

² 環境放射能：私たちがとりまく環境中にある放射性物質や放射線のことをいいます。その多くはもともと自然にあるものですが、核実験や原子力発電所から生じる人工的なものが含まれることもあります。

³ 京都議定書：大気中の温室効果ガスの増大による地球温暖化を抑止するため、平成9年12月に京都で開催された地球温暖化防止京都会議で採択され、平成17年2月に発効されました。我が国においては、平成20年から24年の間に、平成2年比で温室効果ガスを6%削減することが義務づけられています。

- ◆ 県内の温室効果ガスの排出状況や、県民、事業者、行政の地球温暖化対策のための取組状況等について把握し、その情報を提供するとともに、状況に応じた取組みを推進します。
- ◆ 県民一人ひとりの意識を改革しながら、家庭における二酸化炭素の削減のための取組みを推進します。
- ◆ 「地球温暖化防止のためのエコライフ4つの心がけ」や「環境家計簿¹」、事業者向け行動モデルなどの普及により、地球温暖化の防止に向けた各主体の具体的な実践行動を促進します。

地球温暖化対策の多様な取組み

- ◆ 「福島県地球温暖化対策推進計画」に基づき、より実効性のある地球温暖化対策を推進するため、地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域協議会、地球温暖化防止活動推進員などを軸として、県民、事業者、行政がそれぞれの役割のもとに連携し、対策に取り組みます。また、県は自ら率先して模範となる活動を実践します。
- ◆ 地球温暖化防止のための具体的な実践行動を各主体が積極的に取り組むよう働きかけるとともに、都市緑化の推進や低公害車等の普及促進を図ります。
- ◆ 二酸化炭素の吸収源としての働きを十分に発揮させるため、植林や間伐の実施など森林の健全な整備を図るとともに、木材資源の有効利用を促進します。
- ◆ 地球温暖化効果を持つ代替フロン²の適正な回収・処理を促進します。
- ◆ 県自らの事業において、温室効果ガスの排出抑制のための措置を率先して講ずることとし、県有施設を新設又は改修する場合は、「福島県環境共生建築計画・設計指針」（平成18年10月）に基づき、環境負荷の低減に配慮した施設づくりを総合的に推進します。また、市町村や民間の施設においても環境負荷の低減に配慮した施設づくりが行われるよう取組みを促進します。
- ◆ 市町村の地球温暖化対策に関する実行計画の策定やその計画に基づく取組みを促進します。

（2）オゾン層保護・酸性雨対策の推進

施策の方向

オゾン層保護のためにフロンの適正回収・破壊を進めます。
酸性雨モニタリング調査により、酸性雨の実態把握に努めます。

具体的施策

オゾン層保護の推進

- ◆ 業務用冷凍空調機器に充てんされているフロン類を大気中にみだりに放出することを禁止するとともに、その適正な回収及び破壊処理の実施等を義務づけた「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」や、カーエアコンのフロン回収を義務づけた「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」等関係法令の周知徹底を図るとともに、法に基づく立入調査等により適正処理を指導します。

¹環境家計簿：日々の生活において環境に負荷を与える行動や環境に良い影響を与える行動を記録し、必要に応じて点数化したり、収支決算のように一定期間の集計を行ったりするものです。家計簿で金銭をめぐる家庭の活動を把握し記録するのと同じように、「環境家計簿」によって、金銭では表せないものも含め、環境をめぐる家庭の活動を把握しようとするものです。

²フロン：化学的に安定で、無毒性・不燃性であることから、洗剤、冷媒、発泡剤等に広く使用されてきましたが、特定の種類のフロン（CFC）はオゾン層を破壊する力が大きいことから、代替フロン（HCFCやHFC）が使用されるようになりました。しかし、これらについてもオゾン層を破壊や、地球温暖化の原因物質とされ、特にHFCについては温室効果が高いことから、京都議定書の排出削減対象となっています。

- ◆ フロンの適正な回収・破壊を進めるとともに、消費者や事業者に対して、フロン回収の必要性及び回収・破壊に要する費用負担についての理解の促進を図るための普及啓発に努めます。

酸性雨対策の推進

- ◆ 酸性雨モニタリング調査を実施し、県内の酸性雨の実態把握に努めるとともに、国及び他県と連携した調査を推進し、より広域的な酸性雨の実態把握と影響調査に努めます。
- ◆ 酸性雨による森林の被害・衰退状況について系統的な調査を行い、森林に対する酸性雨の影響の実態把握に努めます。

(3) アジェンダ21 ふくしまの推進

施策の方向

県民、事業者、行政の各主体の自主的かつ連携した環境保全活動を促進します。
「アジェンダ21 ふくしま¹」の取組みの一層の充実を図ります。

具体的施策

アジェンダ21 ふくしまの一層の推進

- ◆ 大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会構造を見直すため、エネルギーの効率的利用や環境に配慮した事業活動を促進するとともに、地球環境保全に向けた国際協力を進めるなど、環境に配慮した社会システムづくりを推進します。
- ◆ 人間活動が環境に負荷を与えていることについて正しい知識を普及啓発するため、環境教育・学習の充実を図るとともに、省エネルギーやごみ減量化・リサイクルへの取組みを促進し、環境への負荷が少ないライフスタイルの確立を図ります。
- ◆ 森林や農用地などの豊かなみどり環境や良好な水環境の保全に努めるとともに、環境に配慮した農林漁業の促進を図るなど、自然と共生する地域づくりを推進します。
- ◆ 「地球温暖化防止のためのエコライフ4つの心がけ」の一層の普及を図ります。
- ◆ 県民、事業者及び行政のパートナーシップの下に、それぞれの主体的な取組みと相互の連携による環境保全活動を積極的に推進するため設置された「うつくしま環境パートナーシップ会議」及び「地方環境パートナーシップ会議」により、「アジェンダ21 ふくしま」に基づく各主体の多様な行動の活発化を促進します。

4 環境教育・学習の推進

(1) 多様な場における環境教育・学習の充実

施策の方向

あらゆる場、あらゆる年齢層における環境教育・学習機会の充実を図ります。
子どもたちの環境理解と実践行動を促進します。

環境指標

指標名	計画策定時値 (H12年度)	現況値 (H17年度)	目標値 (H22年度)
環境アドバイザー等派遣事業 ² の受講者数(累計)	8,315人	17,083人	24,000人

¹ アジェンダ21 ふくしま：平成4年6月にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開かれた地球サミットで採択された「アジェンダ21」を踏まえて、地方の立場からの地球環境保全に向けた県民、事業者、行政の具体的な行動計画として平成8年3月に策定しました。

² 環境アドバイザー等派遣事業：環境分野の第一線で活躍している県内の学識経験者などを県が環境アドバイザーとして委嘱し、市町村、公民館又は各種団体などが開催する環境に関する講演会や研修会などに、環境アドバイザー又は職員を講師として派遣する事業です。

こどもエコクラブ ¹ 登録数、 人数	52クラブ(H13年度) 1,090人(H13年度)	59クラブ(H18年8月) 2,198人(H18年8月)	80クラブ 2,600人
せせらぎスクール ² 参加団 体数、参加者数	204団体(H13年度) 9,084人(H13年度)	144団体 7,769人	250団体 12,000人

具体的施策

環境教育・学習の機会の拡大

- ◆ 次の時代を担う子どもたちが、環境を正しく理解し保全していくことの大切さを学ぶことができるようにするため、教育機関及び研究機関と連携して学校教育における環境学習用教材などの充実を図るとともに、こどもエコクラブ活動など体験的な活動の充実・強化を図ります。
- ◆ 「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(環境保全活動・環境教育推進法)」に基づき策定した、「環境保全活動促進のための環境教育の推進に関する方針」(平成17年3月)により、学校教育や社会教育のみならず、事業所なども含めた多様な場において、あらゆる年齢層の県民一人ひとりが具体的な環境保全活動を実践するための環境教育・学習を促進します。

体験型・実践型の環境教育・学習の推進

- ◆ 森林や水辺空間などを活用した環境教育・学習の充実を図るとともに、特に子どもたちの環境理解を促進していくことが重要であるため、「こどもエコクラブ」や「田んぼの学校³」など、子どもを対象とした環境教育・学習を推進します。
- ◆ 「フォレストパークあだたら」や「アクアマリンふくしま」などの環境教育・学習関連施設を活用し、体験型・実践型の環境教育・学習の推進を図ります。

自主的な環境学習活動への取組みの支援

- ◆ 環境教育・学習機会の提供に際しては、事業者や環境ボランティア団体等多様な主体との連携を強化するとともに、地域や家庭における自主的な環境学習活動の支援に努めます。

(2) 学校、地域等における指導者の育成

施策の方向

学校や地域における環境教育・学習の指導者を養成し、その活用と交流を進めます。

環境指標

指標名	計画策定時値	現況値 (H17年度)	目標値 (H22年度)
うつくしまエコリーダー ⁴ 認定者数(累計)	865人 (H13年度)	1,470人	1,800人

具体的施策

指導者の育成

- ◆ 環境保全活動に実践的に取り組む地域のリーダーを養成するため、専門的な知識を習得できる機会の提供・充実に努めます。

¹ こどもエコクラブ：次世代を担う子どもたちが地域において、楽しく主体的に環境学習や環境保全活動を行うことができるよう支援することを目的として、環境省の呼びかけにより全国各地で発足しました。

² せせらぎスクール：県では、小・中、高等学校、各種団体等を対象に、「水生生物による水質調査」を行う団体を「せせらぎスクール」として広く募集し、調査に必要な資材やテキストを配布するなどの支援をおこなっています。

³ 田んぼの学校：田んぼや水路、ため池、里山などを遊びと学びの場として活用し、地域の農業への理解を深めるとともに、農業や農村が持つ多面的機能を通して、感性豊かな子どもたちに環境に対する理解を深めてもらうことをねらいとした事業です。

⁴ うつくしまエコリーダー：地域における環境保全活動や環境学習を推進する指導者として積極的な役割を担う方を「うつくしまエコリーダー」として認定しています。

- ◆大学の教員や企業で働く環境の専門家などの活用を図りながら環境教育や環境学習を担う人材の育成を図るとともに、これらの人材の活用により地域における自主的な環境保全学習活動等を支援します。

指導者の活用と交流促進

- ◆環境保全活動に実践的に取り組む地域のリーダー、大学の教員、企業で働く環境の専門家などの活用を図るとともに、これらの指導者の連携が図られるよう交流活動やネットワーク形成を促進します。

(3) 環境教育・学習基盤の充実

施策の方向

県民一人ひとりの環境理解と実践活動を促進するため、体系的な環境教育・学習を推進します。
環境教育・学習のための教材及び情報提供の充実を図ります。

具体的施策

体系的な環境教育・学習の推進

- ◆体系的な環境教育・学習等を推進するため、環境教育・学習、情報収集・提供、調査研究等の諸機能を有した、21世紀にふさわしい環境施策の総合的な拠点機能の具現化を図ります。

環境学習用教材等の充実

- ◆環境問題に対する理解を深め、実践的な環境教育・学習を推進するために、「環境教育・学習プログラム¹」や「環境家計簿」などの効果的な環境学習用教材等を作成するとともに、その充実を図ります。

環境教育・学習に関する情報提供の充実

- ◆環境に関連する情報や、環境教育・学習に関するさまざまな実践事例等についての情報を収集し、「ふくしまの環境教育・学習に関するデータベース」として、ホームページ等により広く県民に情報提供していきます。

5 参加と連携に基づく環境ネットワーク社会の構築

(1) 各主体の自発的な活動の促進と連携

施策の方向

県民、事業者及び行政の自発的かつ連携した環境保全活動を促進します。

環境指標

指標名	計画策定時値 (H12年度)	現況値 (H17年度)	目標値 (H22年度)
NPO法人の認証を受けた環境保全に関連する市民活動団体数(累計)	10団体	143団体	200団体

具体的施策

自発的な環境保全活動の促進

- ◆あらゆる主体における環境保全への自主的・積極的な取組みを促進します。また、県民、事業者及び行政が行う環境保全活動の情報を提供し、環境保全活動の連携を進めます。

¹環境学習・教育プログラム：県が、環境教育・学習の一層の推進を図るため、NPO法人に委託して作成したプログラムです。

- ◆ 県民、事業者及び市町村などが行う自らの日常生活、事業活動に伴う環境への負荷を低減するための取組みを支援します。
- ◆ 各種団体の環境保全活動への取組みを支援するとともに、環境関係の表彰等を通じて県民の環境保全意識の高揚に努めます。
- ◆ 6月5日の環境の日¹を中心とした環境月間において、国、県、市町村、企業、民間団体及び県民の協力・連携の下に、各種の広報、行事などを展開し、これらを通じ環境保全活動のすそ野の広がりや環境保全意識の高揚を図ります。
- ◆ 環境保全に関する知識の普及や実践活動の支援などを行うための福島県環境保全基金²について、その円滑な運用を図るとともに、自主的、積極的に環境保全活動を行う民間団体の活動を支援します。

環境保全活動に当たっての連携の促進

- ◆ 県民、事業者及び行政のパートナーシップの下に、それぞれの主体的な取組みと相互の連携による環境保全活動を積極的に推進します。
- ◆ 県民、事業者及び行政から構成される「うつくしま環境パートナーシップ会議」並びに「地方環境パートナーシップ会議」を運営し、各主体の自主的で連携した取組みを進めます。

(2) 環境に配慮した消費活動の促進

施策の方向

グリーン購入³やエコショッピングを普及し、環境に配慮した消費活動を促進します。

環境指標

指標名	計画策定時値 (H12年度)	現況値 (H17年度)	目標値 (H22年度)
グリーン購入推進キャンペーン参加店舗数	-	1,625店舗	2,000店舗

具体的施策

グリーン購入の促進

- ◆ 環境に配慮した経済活動を促進するには環境にやさしい商品等が市場に受け入れられることが重要であることから、リサイクル製品等の購入・使用を進めるためグリーン購入の普及促進を図ります。
- ◆ 地域における循環資源の有効利用を図るため、リサイクル製品の積極的な活用促進方策について検討します。
- ◆ 県自らも、一事業者、一消費者として、率先的にグリーン購入の推進を図ります。

エコショッピングの促進

- ◆ マイバッグの利用などによるショッピング時の環境配慮の促進を図るとともに、簡易包装や再生品利用に取り組む小売店などをエコ・ショップ、エコ・オフィス、エコ・レストランとして認定し、ごみの減量化・再生利用を進めます。

¹ 環境の日(6月5日)：事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動の意欲を高めるため、環境基本法に基づき定められました。また、環境の日を含む6月を「環境月間」として、各種の普及啓発活動が行われています。

² 福島県環境保全基金：環境保全に関する知識の普及や地域の環境保全のための実践活動の支援など、環境保全活動に要する資金に充てるため、平成元年度に設置しました。

³ グリーン購入：環境への負荷の少ない製品・サービス等を優先的に購入することをいいます。平成12年5月には、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)が成立し、国や地方公共団体におけるグリーン購入(環境にやさしい買い物)の推進が図られています。県では10月を「グリーン購入推進月間」と設定し、小売店、事業者や関係団体等の協力のもと、グリーン購入推進キャンペーンを実施し、グリーン購入及びレジ袋の使用削減等をより一層推進するための普及啓発を図っています。

(3) 環境マネジメント等の普及

施策の方向

環境マネジメントシステムを普及し、事業者による自主的な環境保全活動を促進します。
家庭における環境マネジメントシステムである「環境家計簿」の普及を図ります。

環境指標

指標名	計画策定時値 (H12年度)	現況値 (H17年度)	目標値 (H22年度)
環境管理セミナー ¹ 参加者数(累計)	2,133人 (H13年度)	3,056人	4,000人
環境マネジメントシステム認証取得事業所数(注1)	125事業所	315事業所	410事業所

(注1) ISO14001やエコアクション21などの環境に関するマネジメントシステムの認証を取得した事業所数。

具体的施策

事業者による自主的な環境保全活動の促進

- ◆ 環境マネジメントシステムに関する国際規格であるISO14001やエコアクション21の導入など、事業者による自主的な環境負荷低減活動を、環境管理セミナーの開催などにより支援します。
- ◆ ISO14001やエコアクション21の認証を取得した企業等における自主的な取組みを一層促進するため、環境関連情報の提供の充実やネットワーク化の促進を図ります。

日常生活における自主的な環境負荷低減のための行動の促進

- ◆ 家庭における環境マネジメントシステムである「環境家計簿」の普及を図ります。

(4) 県の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組みの推進

施策の方向

県自らの、一事業者、一消費者として環境保全に向けた取組みを進めます。

環境指標

指標名	計画策定時値 (H12年度)	現況値 (H17年度)	目標値 (H22年度)
グリーン購入割合	-	97.7%	100%

具体的施策

県の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組みの率先実行

- ◆ 県自らがISO14001に基づく環境マネジメントシステム及び「ふくしまエコオフィス実践計画」(平成17年4月)により環境負荷低減のための取組みをより充実し、その状況を公表します。

(5) 県域を越えたネットワークによる取組みの推進

施策の方向

広域的な環境問題の解決に向けて、県域を越えた連携・協力を進めます。

具体的施策

¹ 環境管理セミナー：環境に配慮した事業活動の普及啓発を図るために、事業者を対象として県が実施しているセミナーです。

行政区域を越えた広域的な生活圏域での取組みの推進

- ◆ 源流域を有する本県の特性を踏まえ、隣接県を含めた流域住民や関係機関・団体相互の交流促進や連携強化を図り、流域が一体となった環境保全活動の促進を図ります。

国及び関係地方公共団体等と協力・連携した取組みの推進

- ◆ 広域的な大気汚染、流域における水環境の保全、廃棄物の越境問題、地球温暖化問題など、県域を越えた環境保全のための取組みが必要となる環境課題については、国及び関係地方公共団体などと協力・連携し、情報交換や共同調査などを行いながらその解決に努めます。
- ◆ 貴重な自然を残している尾瀬の自然環境を保護するため、調査、植生復元、低公害バス導入、交通規制、利用者の平準化などについて、福島、群馬、新潟の3県が中心になって設立した、尾瀬保護財団との役割分担をはかりながら、総合的な施策を推進します。
- ◆ 国及び他の地方公共団体と協力・連携しながら、環境に配慮した新たな産業技術の研究・開発を進めます。

(6) 国際的な取組みの推進

施策の方向

環境問題の解決のために国際的な交流、協力を図ります。

具体的施策

研修生の受け入れなどの技術・人事交流

- ◆ 環境保全に関する研修生や留学生を積極的に受け入れるなど、本県の技術・経験を生かした技術交流、人事交流を進めます。

共通の環境問題に関する交流、協力

- ◆ 環境問題に関する諸外国の先進的な事例に学ぶとともに、共通の課題を抱える国々との交流や協力を進めます。

6 共通的・基盤的な施策の推進

(1) 環境配慮の推進・普及

具体的施策

環境影響評価制度の適切な運用

- ◆ 環境影響評価制度の対象となる大規模な開発事業等の実施に際しては、環境への適正な配慮がなされるよう制度の適切な運用に努めるとともに、環境影響評価に関する情報の収集・提供に努めます。

環境影響評価制度の充実

- ◆ 大規模な開発計画では、計画策定段階で環境への影響を予測・評価し、その結果を計画に反映させることが重要であることから、計画策定段階における影響評価手法である戦略的環境アセスメントの調査・研究を行い、その導入について検討します。
- ◆ 環境の状況の変化・評価技術の向上などに応じて、環境影響評価制度の対象事業や評価項目の見直しなどの充実を図ります。

各種事業における環境配慮の推進・普及

- ◆ 環境影響評価制度の対象とはならない規模の開発事業等についても、環境への影響をできる限り小さなものとし、環境に配慮した事業となるよう、事業者等の理解と協力を求めていきます。
- ◆ 公共事業については、構想段階から環境への影響を最少にするための配慮を事業計画

の中に反映し、環境と調和した事業執行を図ります。

- ◆ 道路、河川整備など公共事業の実施に際しては、地域の自然的・社会的状況を踏まえ、自然環境や生態系の保全にも配慮しながら事業を進めます。
- ◆ 環境に配慮したイベントの開催を推進するため策定した、「うつくしまエコイベントマニュアル」（平成15年2月）の普及を図ります。

（２）環境と調和のとれた土地利用の推進

具体的施策

福島県国土利用計画に基づく環境と調和した土地利用の推進

- ◆ 森林及び農用地のもつ自然環境・生活環境保全など多面的機能の維持・向上を図るため、多様な森林の整備と保全及び農地の適正管理に努めます。
- ◆ 優れた自然環境や文化財とその歴史環境を保全するため、開発行為などに対する規制指導を行うとともに、身近な自然である里山や谷あいの湿田、水辺地などの良好な自然環境の保全に努めるとともに、必要に応じて自然植生や生物の生息空間の保全・復元などを促進します。
- ◆ 湖沼などの水質の保全に資するよう、流域における緑地の保全と、その他自然環境の保全のため、土地利用制度を適切に運用します。

様々な制度による環境と調和した土地利用の誘導

- ◆ 大規模な開発事業については、「環境影響評価法」及び「福島県環境影響評価条例」に基づく環境影響評価の実施をはじめ、事業者自らが必要な環境保全対策を行い、環境と調和した土地利用が行われるよう誘導します。
- ◆ 「福島県景観条例」をはじめ関係法令の連携と適切な運用により、地域の特性を生かした優れた景観の保全と創造に配慮した土地利用を誘導します。
- ◆ 各種開発に当たっては、「都市計画法」、「農業振興地域の整備に関する法律」、「農地法」、「森林法」等の個別法相互の連携と調整を図り、環境と調和した土地利用の誘導を図れるよう開発許可制度などの適切な運用に努めます。
- ◆ 特定小売商業施設の立地に当たっては、「環境への負荷の少ない持続可能なまちづくり」や「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」を基本理念とする「福島県商業まちづくりの推進に関する条例」に基づき、その適正な配置を推進します。

（３）環境に配慮したゆとりある生活空間の形成

具体的施策

美しい生活空間の形成

- ◆ 地域の特性を生かした都市公園などの整備を推進し、うるおいのある良好な都市環境の創出に努めます。
- ◆ 緑の文化財の保護や緑化の促進により、ゆとりある生活空間の創造に努めます。
- ◆ 神社、仏閣、史跡、名勝など、歴史的文化的遺産の保護・保全に努めます。
- ◆ 農村の有している豊かな自然、美しい景観、古くから伝えられてきた伝統・文化などを生かした農村の環境整備を進め、こころ安らぐ農村空間の創造に努めます。

環境美化の促進

- ◆ 美しい自然景観や都市景観をめざし、公園、河川、海岸、道路、市街地などにおける空き缶やごみの散乱を防止するため、県民、事業者、行政の協力・連携の下に清掃活動などを促進します。
- ◆ 県民をはじめ、県外からの来訪者も含めて環境美化意識の高揚を図るための啓発活動を推進します。

(4) 総合的な調査研究、監視体制の整備

具体的施策

調査研究の推進

- ◆ ダイオキシン類や環境ホルモン等の有害化学物質について、調査分析を進めるとともに、発生抑制対策について研究を推進します。
- ◆ 地球温暖化や酸性雨などの地球規模の環境問題に対する取組みを進めるため、各種調査を実施するとともに、必要な対策についての研究を推進します。
- ◆ 多様な自然環境や生態系に関する実態調査、自然環境の保全、野生生物の保護管理に関する方策について研究を推進します。
- ◆ 「福島県科学技術政策大綱」(平成14年3月)に基づき、産学官が連携した環境保全をテーマとした共同研究を推進します。
- ◆ **新たな環境問題や県民ニーズに的確に対応できる、環境教育・学習、情報収集・提供、調査研究等の諸機能を有した、21世紀にふさわしい環境施策の総合的な拠点機能の具現化を図ります。**

県内外の研究機関との連携の強化

- ◆ 地球環境問題への対応や廃棄物の減量化など、循環型社会構築のための調査研究について、関係機関との連携を強化します。
- ◆ 環境問題の地球規模での広がりに対応するため、調査研究についての国際的な連携の強化を図るとともに、相互の交流を推進します。

監視体制の充実等

- ◆ 県内における大気、公共用水域、地下水などの環境汚染に関する実態把握に努め、大気環境や水環境の保全を推進します。
- ◆ 原子力発電所周辺地域等の環境放射能の監視、測定を適切に実施するため、施設・機器の計画的な整備を図ります。

(5) 環境保全に関する情報の収集と提供

具体的施策

環境情報の体系的な整備

- ◆ 環境保全施策へ反映するため、生活環境の保全や環境が健康に与える影響等に関する情報を広く体系的に収集します。

環境情報の提供

- ◆ 環境の状況や環境保全に関して講じた施策などの環境情報を、広く県民などに提供します。

(6) 各種政策的手法の活用

具体的施策

環境負荷の低減のための融資制度

- ◆ 中小企業者に対し、公害防止のみならずリサイクルや省エネルギーなどの自主的な環境保全活動を促進するための資金を融資するとともに、同融資制度の充実について検討を行います。

環境保全のための施設等の整備のための助成

- ◆ 合併処理浄化槽設置者に対する助成、畜産農家の環境保全を目的とした設備投資に対する利子補給など、環境保全のための施設などの整備について助成を行います。

「福島県環境保全基金」の円滑な運用と同基金による事業の充実

- ◆ 環境保全に関する知識の普及や実践活動の支援などを行うための「福島県環境保全基金」について、その円滑な運用を図るとともに、同基金による事業の充実に努めます。

各種手法の活用

- ◆ 従来の規制的手法に加え、平成18年4月に導入した「産業廃棄物税」などの経済的手法を含め、各種の政策手法の総合的・効果的活用についての研究を進めます。

(7) 環境汚染防止体制

具体的施策

公害防止対策の推進

- ◆ 環境基本法に基づき策定した「いわき地域公害防止計画」に基づく施策をはじめ、県内の道路交通公害対策、大気汚染対策、公共用水域・地下水の水質汚濁対策、廃棄物・リサイクル対策などを着実に推進し、環境への負荷の低減を図ります。

公害紛争処理法に基づく、公害紛争の迅速かつ適切な解決

- ◆ 公害紛争の処理に当たっては、「公害紛争処理法」に基づき、あっせん、調停、仲裁を行い、公害紛争の迅速かつ適切な解決を図ります。

地域住民の公害等に関する苦情に対する適切な対応

- ◆ 地域住民の公害などに関する苦情については、関係行政機関とも協力して、適切な対応を図ります。

被害者救済

- ◆ 公害による被害が発生した場合には、汚染者負担の原則に則り、被害者の救済が円滑に図られるよう努めます。